第四十七回	四百万円	合計	千百二十五億四千八百六万円	三百九十八万七千五百二十七円
第四十九回	二千十五万円	〃	三千五百九十六万円	二千九万七千百二十七円
第五十回	千六百万円	〃	三千五百九十六万円	千五百九十六万六千二百八十六円
第五十一回	千万円	〃	三千五百九十六万円	九百九十八万五百八十三円
第五十三回	千五百万円	〃	三千五百九十六万円	千四百九十七万七千五百四円
第五十四回	千三百五十万円	〃	三千五百九十六万円	千三百四十八万二千四百七十円
第五十五回	四百万円	〃	三千五百九十六万円	三百九十九万六千三百四十八円
第五十八回	一億二千五百十八万円	〃	三千五百九十六万円	一億二千五百十七万七千九百五十九円
第八百一回	三千四百五十万円	〃	三千五百九十六万円	三千四百四十八万六千二百六十六円
第八百二回	七千六百六万円	〃	三千五百九十六万円	七千六百二万九千七百六円
第八百三回	四百一万円	〃	三千五百九十六万円	四百万八千四百六円
第八百四回	三千五百九十六万円	〃	三千五百九十六万円	三千五百九十四万五千六百八十二円

○文部科学省告示第六十七号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）第一条の二第一項及び第一条の三第一項の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を次のように定める。

平成二十七年三月三十日

文部科学大臣　下村　博文

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	五、〇三〇円	一三、〇〇五円
二十五歳以上三十歳未満	五、五八五円	一三、五七三円
三十歳以上三十五歳未満	六、〇六九円	一六、一九二円
三十五歳以上四十歳未満	六、四七五円	一八、六八〇円
四十歳以上四十五歳未満	六、七二九円	二一、四七二円
四十五歳以上五十歳未満	六、六五四円	二三、九八四円
五十歳以上五十五歳未満	六、四七四円	二五、一九一円
五十五歳以上六十歳未満	五、八七八円	二四、一三九円
六十歳以上六十五歳未満	四、七三一円	一九、三八五円
六十五歳以上七十歳未満	三、九三〇円	一五、九九一円
七十歳以上	三、九三〇円	一三、〇〇五円

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行し、同日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用する。

○文部科学省告示第六十八号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）第十二条第二項第二号並びに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則（昭和六十二年文部省令第一号）第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率を次のように定める。

平成二十七年三月三十日

文部科学大臣　下村　博文

期間の区分	医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率
平成二年十月一日から平成三年三月三十一日まで	五年未満	一・三二	一・五四	一・一八	一・三六	一・一一	一・二二	一・〇七	一・二一	一・〇四	一・一八
	五年以上一〇年未満	一・三二	一・四七	一・二七	一・四〇	一・二一	一・三〇	一・一七	一・二五	一・一五	一・二二
	一〇年以上一五年未満	一・二八	一・三五	一・二四	一・三〇	一・一九	一・二三	一・一六	一・一九	一・一四	一・一七
	一五年以上二〇年未満	一・二一	一・三〇	一・一七	一・二六	一・一三	一・二〇	一・一〇	一・一七	一・〇八	一・一五
	二〇年以上二五年未満	一・一二	一・二二	一・〇九	一・一八	一・〇六	一・一四	一・〇三	一・一二	一・〇一	一・一三
	二五年以上	一・〇六	一・一二	一・〇三	一・〇八	一・〇〇	一・〇五	〇・九八	一・〇三	〇・九六	一・〇三
平成二年十月一日から平成三年三月三十一日まで		一・〇六	一・〇八	一・〇三	一・〇八	一・〇〇	一・〇五	〇・九八	一・〇三	〇・九六	一・〇三
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで		一・〇六	一・〇八	一・〇三	一・〇八	一・〇〇	一・〇五	〇・九八	一・〇三	〇・九六	一・〇三
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで		一・〇六	一・〇八	一・〇三	一・〇八	一・〇〇	一・〇五	〇・九八	一・〇三	〇・九六	一・〇三
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで		一・〇七	一・〇八	一・〇四	一・〇九	一・〇一	一・〇六	〇・九九	一・〇四	〇・九七	一・〇四
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで		一・〇七	一・〇八	一・〇四	一・〇九	一・〇一	一・〇六	〇・九九	一・〇四	〇・九七	一・〇四
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで		一・〇三	一・〇六	一・〇〇	一・〇五	〇・九七	一・〇二	〇・九五	一・〇〇	〇・九三	一・〇〇
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで		一・〇二	一・一五	一・〇一	一・一四	〇・九六	一・〇一	〇・九四	一・〇〇	〇・九二	一・〇〇